

## ↳ 申告不要の配当所得

**Q** : 私は株式投資を始めた主婦です。最近、株式の配当をもらったのですが、これは、確定申告が必要なのですか？

**A** : 一定の配当については、申告するか否か選択することができます。

### 【解説】

平成15年4月1日から平成20年3月31日までに支払を受ける上場株式等の配当については、10%の税金が源泉徴収されることとなっています(発行済株式総数の5%以上を所有している大口株主を除きます)。

そして、次の配当については、源泉徴収された後、申告するか否かは選択適用できるとされています。

- ① 内国法人から支払を受ける配当(以下のものを除く)で、その法人から1回に支払を受けるべき金額が5万円(その配当等の計算の基礎となった期間が1年以上であるときは10万円)以下であるもの
- ② 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等のうち、大口株主がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの
- ③ 支払を受けるべき公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等
- ④ 内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等
- ⑤ 特定投資法人から平成16年1月1日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

したがって、一般の投資家が上場株の配当を受けた場合であれば、申告しないこともできますし、申告することも認められます。

